

1 議案第137号 福島市土湯温泉まちおこしセンター条例制定の件

(観光コンベンション推進室 議案書P29～34)

土湯温泉町地区に土湯温泉まちおこしセンターを設置するため、条例を設ける。

(1) 施設の設置目的

土湯温泉町地区の観光の振興及び地域の活性化並びに市民の福祉の向上を図るため、福島市土湯温泉まちおこしセンターを設置する。

(2) 条例の主な内容

- ① 名称 福島市土湯温泉まちおこしセンター
- ② 位置 福島市土湯温泉町字下ノ町22番地の1
- ③ 開館時間 午前9時から午後9時まで
(研修施設は午後3時から翌日午前10時まで)
- ④ 使用料

	区分		使用料	備考
基本使用料	地域交流室	1時間	300円	
	会議室	1時間	500円	
	地場産品展示販売スペース、来訪者飲食スペース及び研修施設	1月	70,000円	
附属設備使用料	音響設備	一式1回	300円	マイク、アンプ
	展示パネル	1台1回	100円	
	視聴覚機器	一式1回	300円	プロジェクター、スクリーン
	持込器具電気使用料	1キロワット1回	100円	

(3) 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日。

(4) 施設概要

- ① 1階 地場産品展示販売スペース
- ② 2階 来訪者飲食スペース、ギャラリー
- ③ 3階 地域交流室、研修施設(研修生用洗濯室)
- ④ 4階 会議室
- ⑤ 5階 研修施設(宿泊室3室、研修室1室)
- ⑥ 6階 研修施設(宿泊室3室、研修室1室)